

[事案 30-268] 転換契約無効請求

・令和2年6月1日 裁定終了

<事案の概要>

転換前契約の積立金が転換後契約の保険料に充当されることを知らなかったこと等を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和56年8月に母が養老保険（契約①）を契約し、平成16年8月に契約①を終身保険（契約②）に転換した。その後、契約者変更手続きにより自分が契約者となり、平成20年4月に契約②を終身保険（契約③）に転換したが、以下等の理由により、各転換を取り消して、契約①に戻してほしい。

- (1) 契約①の満期保険金がなくなることを契約者である母が理解しないまま、契約②に転換した。また、契約①の積立金が契約②の保険料に充当されること、契約②の更新後には、保険料が増加することや予定利率が低下することを母は知らなかった。
- (2) 契約②の更新時期が到来していないにもかかわらず、自分が理解しないまま契約③に転換させられ、保険料が割高になった。また、契約②の積立金が契約③の保険料に充当されること、保険料が増加することを知らなかった。

<保険会社の主張>

いずれの転換も、申込者である申立人母および申立人の理解を得たうえで、適正に手続を行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、面談の際の状況等を確認するため、申立人および契約②から契約③への転換を担当した募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する事実を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。